

# 流山市 幼稚園・保育園の 無償化 NAVI



## 幼児教育・保育の無償化とは？



対象施設を利用する、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども、または非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもたちの利用料を無償化することです。

無償化を受けるためには、施設の利用前に市から「認定」を受けることが必要です。（\*1）

利用する施設・サービスや、ご家庭の状況により、利用条件、お手続き、無償化の受け方、上限金額等が異なります。

\*1

就学前障がい児の支援等、企業主導型保育施設(従業員枠)を利用する場合、上記の「認定」は申請不要です。

・無償化の概要

市ホームページ  
ページID  
1022002



## 無償化を受けるまでの流れ

- (1) 無償化対象施設かチェック
- (2) 利用希望の施設で無償化を受けることができる条件をチェック
- (3) 市に認定を申請
- (4) 市から認定を受ける
- (5) 施設・サービスを利用
- (6) (必要な場合)市に利用料の請求

## 流山市内の無償化対象施設



無償化の対象施設かどうかは、施設が所在する自治体のホームページ等で確認できます。

・流山市内の無償化対象施設

市ホームページ  
ページID：1037246



## 無償化 早わかり チャート



Start 4月1日時点の年齢は？

0～2歳

3～5歳

就労など保育の必要性は？

就労など保育の必要性は？

あり

なし

あり

なし

世帯の課税状況は？

幼稚園への入園予定は？\*2

見開きページ  
【B・C・D・E】  
のいずれかが  
が無償化の対象

見開きページ  
【A】  
が無償化の対象

非課税

課税

あり

見開きページ  
【B・C・D・E】  
のいずれかが  
が無償化の対象

見開きページ  
【A】  
が無償化の対象

無償化の対象外です。

保育の必要性 要件

- 就労・就学 (月64時間以上)
- 妊娠・出産
- 介護・看護

- 災害復旧
- 疾病・障害
- 求職活動
- その他類似の状況

\*2 認定こども園の幼稚園部分を含みます。

各幼稚園の入園できる時期に合わせて、満3歳児クラスから無償化の対象です。「プレスクール」は含みません。

見開きページへつづく



アイコンの説明

- ① 認定の種類
- ② 無償化の受け方
- ③ 無償化対象額
- ④ 特徴



# 幼稚園



## 【A】 未移行幼稚園（私学助成園） 保育の必要性なしのご家庭

## 【A】 新制度幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) 保育の必要性なしのご家庭

- ① 施設等利用給付 1号認定（新1号）
- ② 現物給付（市から園に直接支払うため、月額上限を超える額のみ園へお支払い。）
- ③ 月額上限 ¥25,700（教育時間 部分）
- ④ ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算し③の範囲で無償化の対象。  
・プレスクール、給食代、バス代などは無償化の対象外。

- ① 教育・保育給付 1号認定（旧1号）
- ② 現物給付（保育料は園への支払いなし）
- ③ 月額の利用料（教育時間 部分）
- ④ ・流山市内の新制度幼稚園は公立幼稚園1園、私立幼稚園1園（神愛幼稚園）。  
・プレスクール、給食代、バス代などは無償化の対象外。

### 【A】 無償化ゾーン



### 【B】 無償化ゾーン

## 【B】 幼稚園（新制度園・未移行園） 認定こども園（幼稚園部分） 保育の必要性ありのご家庭

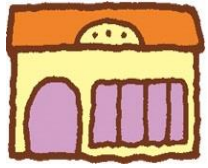
- ① 施設等利用給付 2号認定（新2号）  
または 3号認定（非課税世帯のみ）
- ② 償還払い（園に預かり保育料を支払い、後日市に請求する。請求は4ページ参照。）
- ③ 月額上限 11,300円（新2号認定）  
月額上限 16,300円（新3号認定）
- ④ ・原則として、在籍園の預かり保育事業を利用した場合に無償化の対象となる。  
・1ページの「保育の必要性 要件」に当てはまるご家庭が対象。  
・1日あたり¥450 × 日数

Q&A  
Q：新2号認定を受けると幼稚園と認可外保育施設の両方が無償化の対象になるの？

A：在籍している園が「教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満」の場合

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・ファミリーサポートセンター
- ・病児保育事業


も無償化の対象になります。この場合も左の③が月の上限額です。




# 保育園




アイコンの説明





-  ① 認定の種類
-  ② 無償化の受け方
-  ③ 無償化対象額
-  ④ 特徴





**【C】 認可外保育施設**  
(企業主導型保育施設以外)




**【D】 企業主導型保育施設**  
(地域枠利用)







-  ① 施設等利用給付 2号認定(新2号) または 3号認定(非課税世帯のみ)
-  ② 償還払い(園に利用料を支払い、後日市に請求する。請求は4ページ参照。)
-  ③ 月額上限 37,000円(新2号認定) 月額上限 42,000円(新3号認定)
-  ④ ・認定を受けなくても施設の利用は可能。  
・【C】の場合、①の認定を受けて利用すると、一時預かり  
ファミリーサポートセンター  
病児保育  
も③の範囲内で無償化の対象となる。

-  ① 教育・保育給付 2号認定(旧2号) または 3号認定(旧3号) \* 3
-  ② 現物給付(③は園への支払いなし)
-  ③ 標準的な利用料
-  ④ ・地域枠の利用で、無償化の対象となるためには市の認定が必要。  
・認定を受けなくても施設の利用が可能かどうかは施設に確認。

**【E】 認可保育施設**



-  ① 教育・保育給付 2号認定(旧2号) または 3号認定(旧3号) \* 3
-  ② 現物給付(③は園への支払いなし)
-  ③ 利用料
-  ④ ・【E】は入所「兼」認定申請のため、認定のみの申請は不要。3歳児クラスに進級すると利用料が無償となる。  
・認定を受けていないと在籍できない。

\* 3 旧3号認定を受けている非課税世帯は、無償化の対象となる。

**●●入園の申込み先●●**

- ・幼稚園・認可外保育施設
- ・認定こども園(幼稚園)


↓

園に直接、入園の申込み

入園資格・受付期間など手続き全般が園によって異なります。

- ・認可保育施設 → 市に入園の申込み

入所審査後、市から結果通知が届きます。



詳しくは市のホームページをチェック!

・認可外保育施設  
ページID : 1001180

・流山市保育園MAP  
ページID : 1001175

・認可保育施設の申込み  
ページID : 1043136





## 幼児教育・保育の無償化の 対象となるために必要な認定



### 【無償化の認定とは】

無償化を受けるために必要な認定は2種類あり、在籍（利用）施設等により異なります。（前頁見開きをご参照ください。）

いずれの認定も1号は保育の必要性なし、2号・3号は保育の必要性ありの世帯を対象としています。

新規で認定を受けたい場合や、申請内容に変更が生じた場合、前月の18日までに保育課へ届くよう所定の届出をご提出ください。

### 【保育の必要性の要件 一例】2号・3号認定

保育の要件	保育の必要性の要件に該当する方
就労	常態として月64時間以上就労中の方。
妊娠・出産	出産予定月の前2か月と後2か月の合計5か月間に該当する方。
疾病・障がい	疾病や負傷中で、子どもの家庭保育にあたれない方。
看護・介護	同居の親族で疾病又は障がいを有する方を長期にわたり常時介護している方。
求職活動	就労の要件を満たす仕事を探している（または内定中）方、最大3か月間。
就学	就労するために常態として月64時間以上就学している方。

認定の新規申請  
認定変更について

市のホームページをチェック！

・旧1号認定

ページID  
1028655



・旧2号、3号認定

ページID  
1001174



・新1号、2号、3号認定

ページID  
1023713



## 施設等利用費の請求

新2号又は新3号認定を受け、幼稚園預かり保育事業や認可外保育施設等を利用した方については、支払った利用料を『償還払い』により、一定額まで支給します。

請求時期 (利用期間 * 4)	請求受付期間
7月期 (4月から6月利用分)	7月1日から 7月31日まで
10月期 (7月から9月利用分)	10月1日から 10月31日まで
1月期 (10月から12月利用分)	1月1日から 1月31日まで
4月期 (1月から3月利用分)	4月1日から 4月30日まで

\* 4 利用期間は目安です。  
利用から2年以内の利用月分は請求可能です。

### 【請求に必要な書類】

- 『施設等利用費請求書』（流山市様式）
- 施設から発行される『特定子ども・子育て支援提供証明書・領収書』
- 振込先がわかるもの（通帳のコピー等）

### 【請求書の提出方法について】

利用している施設で取りまとめを行っている場合があります。

施設において取りまとめを行わない場合は、上記、申請受付期間内に、流山市保育課まで直接ご提出ください。

施設等利用費の請求について  
市のホームページをチェック！

・施設等利用費の請求

ページID  
1039575



お問い合わせ

流山市役所 保育課

〒270-0192

流山市平和台1-1-1

TEL : 04-7150-6124

